

委員会提出議案第 7－3 号

あきる野市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和 7 年 5 月 8 日

あきる野市議会議長 臼 井 建 殿

提出者 議会運営委員会委員長 ひはら 省 吾

提案理由

規定を整備する必要があるため。

あきる野市議会会議規則の一部を改正する規則

あきる野市議会会議規則（平成 7 年あきる野市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 0 条第 6 項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。